

5 その他困りごと相談

[質問⑱]

町内会・自治会の設立について、よく分からないので教えてもらえませんか？

お住まいの地域に町内会・自治会がない等の理由から、新たに町内会・自治会を設立される場合があります。町内会・自治会は任意の団体であるため、特に決まった設立方法はありませんが、一般的には次のような手順で設立されています。



町内会・自治会の設立手順（一般例）

- 1 設立準備会（発起人会）を設置
- 2 町内会・自治会の区域を決定
区域を決めるにあたっては、区域が重複しないよう、隣接する町内会・自治会とも協議します。
- 3 町内会・自治会設立について、住民の意見・要望を聞き、集約
- 4 規約（会則）、事業計画、予算計画を検討し、案を作成
地域によっては、町内会・自治会の連合組織（連合町内会など）があり、各町内会・自治会が連携して、防犯活動や防災活動等を行っていることもありますので、必要に応じて連合組織に相談します。
- 5 役員の選出方法について検討し、案を作成
- 6 設立総会を開催し、議案などを審議・決定の後、町内会・自治会を発足
- 7 該当区の「区役所地域起こし推進課」へ報告
設立後は、該当区の「区役所地域起こし推進課」へ、会の名称、区域、加入世帯数、会長の氏名・連絡先などの報告をお願いします。



町内会・自治会の設立については、地域の住民の意向はもちろん、連合町内会・自治会、近隣の町内会・自治会など、地域の方々とよく協議した上で進めていただくことが大切です。



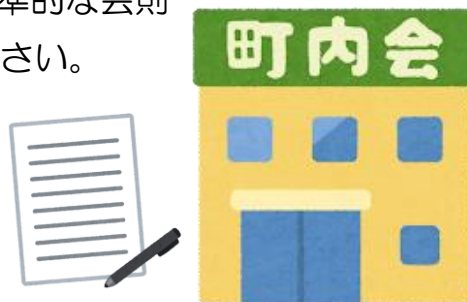
[質問⑱]

町内会の会則（規約）をつくりたい（見直したい）のですが、よい見本はありませんか？

町内会・自治会の組織や活動、また組織としての決定事項を推進するための根拠として、各々の町内会・自治会で会則（規約）が定められています。

34ページに作成に当たっての留意事項と標準的な会則（規約）の例を掲載していますのでご参照ください。

なお、会則（規約）は団体の実情に応じて決めるものですので、あくまで一例であることをご了承ください。



[質問⑳]

会計事務について、何から手をつけてよいのか分からないのですが、マニュアルのようなものはありますか？

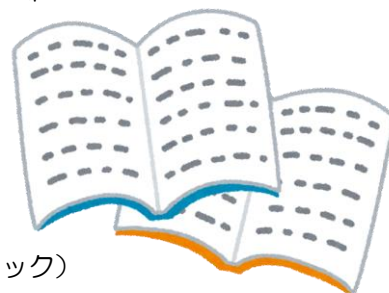
「会計事務を任されたが、何から手をつけたらいいか分からない」といった町内会・自治会の運営に携わる皆さんの声にお応えするため、総務省が、町内会・自治会等の運営に係る「会計」「監査」「決算報告」などの基本事項の説明や、領収書、現金出納簿等の様式等を掲載した『コミュニティ団体の運営の手引き』を作成しています。

手引きは、総務省のホームページから入手できますので、ぜひご活用ください。



👉 『コミュニティ団体の運営の手引き』

- 1 直接アクセスする場合（下記 URL にアクセスしてください。）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000060774.pdf
- 2 総務省のホームページからアクセスする場合
 - ① 総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「広報・報道」を選択（クリック）
 - ② 「報道資料」を選択（クリック）
 - ③ 「報道資料一覧」の中から 2010 年 3 月 31 日発表の「コミュニティ団体運営の手引き」の作成を選択（クリック）



【質問②】

町内会で会員名簿を作成するのですが、気をつけることはありますか？

氏名、住所、電話番号など、特定の個人が分かるものは個人情報に該当するため、町内会で行う会員名簿の作成や管理などは、個人情報保護法のルールに従って行う必要があります（※）。主なルールは以下のとおりです。



- ① 個人情報を集めるときには、事前に個人情報の利用目的を特定しましょう。
- ② 本人から書面で個人情報の提供を受けるときには、本人に利用目的を明示しましょう。（何を目的として個人情報を集めるのかを本人が了解した上で、個人情報の提供を受けましょう。）
- ③ 集めた個人情報が第三者に漏れたり、盗難、紛失したりすることのないよう、引き出しやキャビネットに施錠して保管するなど、適正に管理しましょう。
- ④ 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

※ 平成29年5月30日の改正個人情報保護法の施行により、町内会における個人情報の取扱いにも個人情報保護法が適用されることになりました。

個人情報保護法に関する詳しい内容は、個人情報保護委員会のホームページでご覧いただくことができます。

【参考：個人情報保護法委員会ホームページ】

トップページ URL：<https://www.ppc.go.jp/>

よくある質問 URL：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/contact/>

また、個人情報保護法に関する質問や疑問点がある場合は、次の専用窓口にお問い合わせください。

【専用窓口】

個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

受付時間：9時30分～17時30分（土日祝日及び年末年始を除く）

[質問②]

住民の方に町内会や地域への関心を高めてもらうために、何かよい取組はありませんか？

川内学区社会福祉協議会では、住み慣れた町で楽しく安心して暮らしていけるように、また、学区社協や町内会のことを知ってもらいたいという思いから「かわうち知って得する身近な『まち』のボランティア」という冊子を町内会等の地域団体と協力して作成し、町内会未加入世帯を含む地域の全戸に配付しました。

「かわうち知って得する身近な『まち』のボランティア」

子どもから高齢者までの地域の各世代に役立つものとし、町内会や社会福祉協議会の活動の紹介だけでなく、各種団体の活動、公民館のサークル活動、児童館などの施設や防災マップなど、地域住民に身近で役立つ情報を幅広く掲載するように工夫しました。

町内会の未加入世帯には冊子の配布に併せて町内会の入会案内を配り、冊子が話のきっかけとなるので、地域への関心を高めてもらうと同時に、町内会加入の勧誘が行いやすくなりました。

自宅から避難場所への経路を記入してもらうなど、住民への防災の意識付けを工夫しています。



☞ 町内会を「見える化」する

地域でどのような活動が行われているかわからないため、町内会に加入しないという人もいます。町内会の活動や役割を「見える化」し、住民の地域活動に対する不安を解消したり、関心を高めていくことが大切です。

[質問②]

町内会で古紙や空き缶等の回収を行って、活動資金を得たという話を聞きました。自分の町内会でもやってみたいのですが、どこに相談すればよいですか？



古新聞、雑誌、空き缶、空きびんなどの資源物を町内会などで集団回収すると、資源ごみの持ち去り防止や、ごみ減量・リサイクル意識の向上、地域コミュニティの活性化、活動資金の創出などの利点が生れます。

集団回収の手順や資源回収業者との契約については、「広島県廃棄物再生事業者登録名簿」に登録されている業者に直接ご連絡いただくか、「環境局環境政策課環境政策係」にご相談ください。

なお、「広島県廃棄物再生事業者登録名簿」については、広島県ホームページに記載されておりますので、ご参照ください。

👉 「集団回収」とは

古新聞、雑誌、広告紙などの古紙や空き缶、空きびん等を町内会や自治会、子ども会、女性会、老人会などの地域団体の皆さんが協力して集め、資源物回収業者と契約を交わし、回収した資源物を引き渡す方法です。

集団回収の手順

1 役割分担を決める

効果的に集めることができるよう、資源物の分別指導者を決めましょう。

2 回収品目を決める

回収する資源物を決めましょう。

3 回収日時・場所を決める

集団回収を行う、日時と場所を決めましょう。

※ 回収日は市の資源ごみの日とは異なる日にしましょう。

4 資源物回収業者との相談・契約

資源物の買取単価や回収方法などを資源物回収業者と実施前に相談しておきましょう。

※資源物回収業者の選定にあたっては、広島県廃棄物再生事業者登録名簿を参考にしてください。右のQRコードからご覧いただけます。



5 実施

多くの皆さんの参加をお願いします。

6 報告

参加した皆さんに実施結果を報告し、ごみが資源になるリサイクル意識を共有しましょう。

問合せ先：環境局環境政策課環境政策係
TEL 082-504-2505

[質問②]

街路灯（電柱）の球が切れていたり、道路に穴が開いているのを見つけたときは、どこに連絡すればよいですか？



広島市が管理する道路の街路灯（※）に球切れを見つけたときや、広島市が管理する道路に穴ぼこなどの異常を見つけたときは、各区役所の「道の相談室」（通話料無料）又は各区役所維持管理課へ連絡（電話番号は下表参照）してください。

また、広島市 LINE 公式アカウントからも通報できます。

※ 街路灯の下部に街路灯表示板（街路灯番号）がある場合は、その番号をお知らせください。

区役所	【「道の相談室」電話番号】 ◆ 平日 8:30~17:15 ◆ 「道の相談室」への通話料は無料です。 ◆ 広島市外からの通報では、ご利用いただけません。	【「維持管理課」直通電話番号】	広島市 LINE 公式アカウント ◆ 通報への対応は、平日 8:30~17:15に行います。
中区	0800-2000-491	504-2581	広島市 LINE 公式アカウントのリッチメニュー「道路・公園損傷報告」から、写真や位置情報を添付して通報を行うことができます。 広島市公式 LINE アカウントを利用するには、下の QR コードをカメラで読み込み、LINE で友だち追加を行ってください。
東区	0800-2000-492	568-7747	
南区	0800-2000-493	250-8962	
西区	0800-2000-494	532-0947	
安佐南区	0800-2000-495	831-4957	
安佐北区	0800-2000-496	819-3941	
安芸区	0800-2000-497	821-4933	
佐伯区	0800-2000-498	943-9737	



カメラで読み込み「追加」を選択



国道2号（宮島街道を除く）、国道31号、国道54号は、国土交通省中国地方整備局へ、落石・落下物・路面陥没等道路の異常は、道路緊急ダイヤルへ連絡して下さい。また、道路に関する相談は、「道の相談室」にお問い合わせください。

- 道路緊急ダイヤル連絡先： #9910
- 道の相談室連絡先： TEL 082-222-6274
FAX 082-511-6467
インターネット <http://www.cgr.mlit.go.jp/soudan/>

[質問⑳]

選挙区内の政治家から、町内会の運動会に飲食物の差入れがあった場合、受け取ってもよいのでしょうか？



公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に寄附することは罰則をもって禁止されています。また、選挙区内の有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されており、罰則が適用される場合があります。

👉 禁止されている寄附（例）

- 病気見舞い ● 葬式の花輪、供花 ● 祭りへの寄附や差入れ
- 落成式、開店祝の花輪 ● 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- 結婚祝・香典（一部例外あり） ● 入学祝、卒業祝 ● お中元、お歳暮

[質問㉑]

特定の政党への寄附金を町内会費から支出することができますか？

政党や政治家への寄附については、地方自治法や政治資金規正法により寄附が禁止されていたり寄附の金額等が制限される場合があります。

⚠️ 法令上の制限の例

◆ 地方自治法第260条の2第9項

認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。（認可地縁団体：P18参照）

◆ 政治資金規正法第21条第1項（一部抜粋）

会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

（なお、政党及び政治資金団体に対して寄附する場合も、町内会など「その他の団体」（前年の年間経費が2千万円未満の場合）が1年間に行うことができる寄附の総額は、年間750万円を超えることができません。）

また、町内会・自治会の会費による寄附が、特定の政党への支援を義務づけるものとして会員に受けとめられ、住民の皆さんに誤解・不信感を持たれる可能性もありますので、慎重な対応が求められます。

[質問②]

町内会と宗教の関係性について教えてもらえませんか？



町内会・自治会は公共団体ではないので、宗教活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限はありません。認可地縁団体（18ページ参照）についても同様です。

ですが、地域には多様な思想信条をもつ人々が住んでいます。地域のお祭りなどの伝統行事は歴史的・文化的な価値を持っており、親睦を深める役割も担っていますが、宗教上の行為への参加を強制することは、憲法が保障する信教の自由に反するという判決も出ていますので、注意する必要があります。



例えば、神社への寄付（氏子会費）について、町内会員から疑義の声が上がるようなら、町内会費と別に氏子会費の会計を設けて管理し、了承を得たうえで個別に徴収するなど、地域の実情に応じた一番良い方法を総会や役員会で話し合しましょう。